

「介護職員等特定処遇改善加算」に係る講義内容の一部訂正について

7月23日（火）に開催いたしました、「令和元年度施設長及び事務担当者研修会」において、講師をお願いしました公益社団法人全国老人福祉施設協議会理事 小泉立志様より、下記のとおり講義内容について一部訂正の御連絡がありました。

会員の皆様には、御確認の上、内容の訂正をお願いいたします。

- ① 定期昇給分は特定処遇改善加算に入れてもかまいませんが、その場合には処遇改善加算に加えることはできません。（特定処遇改善加算と処遇改善加算の両方で算定する事はできません。）
- ② 特定処遇改善加算は、利用者負担にも影響します。
（従来の処遇改善加算と同様に算定されますので、利用者様にも1割～3割の負担が生じます。）

上記のとおり訂正させていただきます。